



令和元年12月12日

児童相談所開設に向けた準備状況について

世田谷区は、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現をめざし、令和2年4月1日に児童相談所を開設します。

1 児童相談所の概要

(1) 開設場所

世田谷区立総合福祉センター後利用施設内（松原6-41-7）

(2) 人員体制

	世田谷区	<参考> 基準配置（平成28年時点）
児童福祉司	33人	23人
児童心理司	17人	12人
合計	50人	35人

児童福祉司をはじめとする専門人材を確保するとともに、東京都や近隣自治体への派遣等による職員育成を進めている。

2 子ども家庭支援センターとの連携

子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して幅広い課題に関わる体制により、気軽な相談から虐待等の早期発見・早期対応まで、切れ目のない児童相談行政を展開する。

(1) 児童相談所内の業務分担

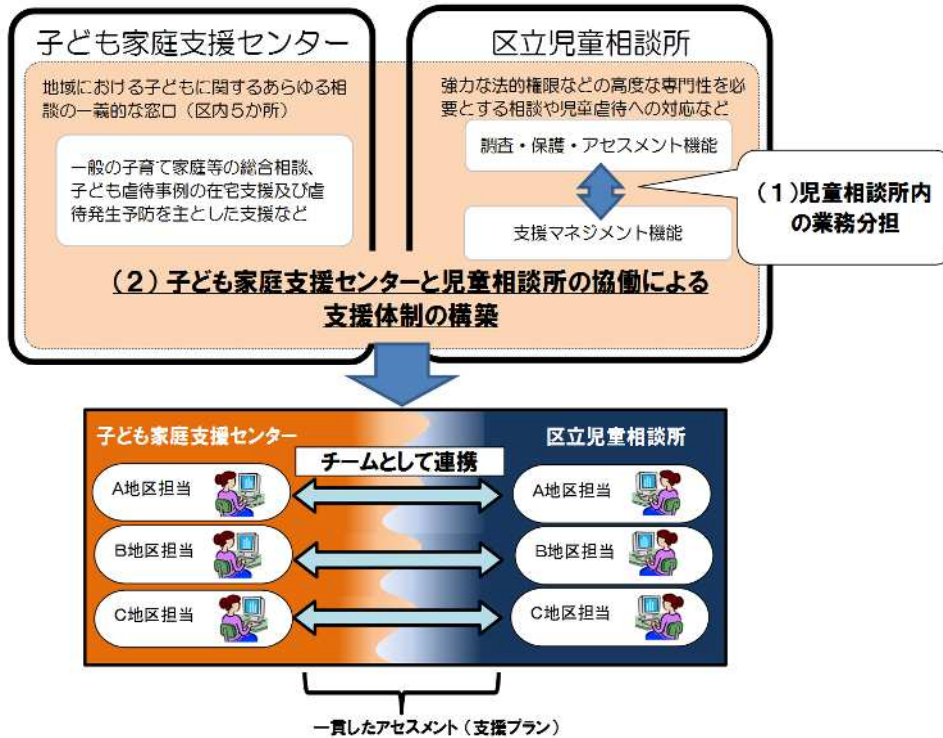
重篤度や緊急度が高いケースの子どもの安全確認から職権による一時保護や法的対応を行う専任の児童福祉司（調査・保護・アセスメント機能）と、通所指導や施設への入所などの支援を行う専任の児童福祉司（支援マネジメント機能）を設けるなど、児童相談所の機能の分化についての国の検討・議論を踏まえた人員体制とする。

(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築

子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当地域を定めるなど、顔の見えるチームとして、日常から担当地域の情報共有を行う体制を構築する。

子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同で支援会議を実施し、相談ケースのアセスメント（支援プラン）の検討を行うことで、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき両機関が協働しながら問題の解決を目指す体制を構築する。

<子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築イメージ>

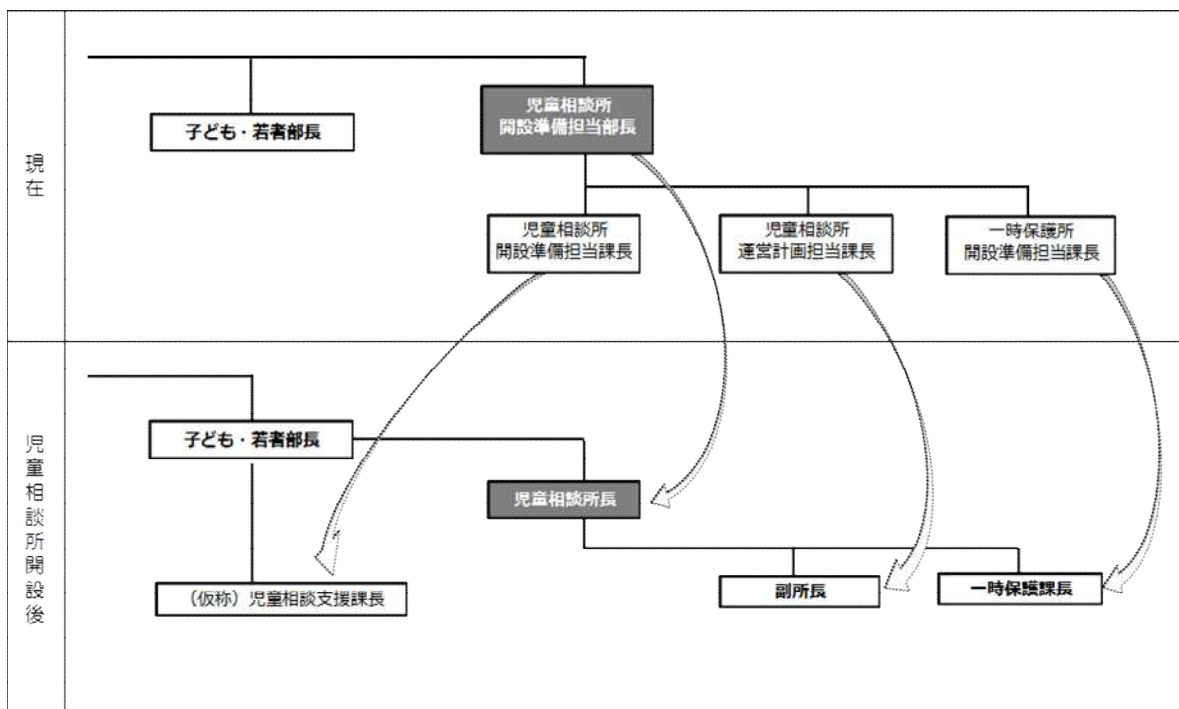


3 児童相談所開設後の組織と開設に向けた体制強化

(1) 児童相談所の開設に向けた組織改正

- 児童相談所は、令和2年4月に児童相談所開設準備担当部の組織改正を行い、組織・人員体制を整備することにより、開設準備や相談ケースの移管から引き続いた子どもの安全を最優先とした着実な体制による開設を目指す。
- あわせて、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用にあたっての事務調整を行う所管課を子ども・若者部内に新設し、体制の強化を図る。

<組織改正イメージ>



(2) その他

非常勤職員のほか、弁護士・医師の配置等については、関係機関との調整を進め、年内に決定する。

4 「東京都世田谷児童相談所」からの引継ぎ

- ・ 10月下旬より、相談ケース記録等のデータ引継ぎを開始。
- ・ 11月より、都世田谷児童相談所へ区職員（児童福祉司・児童心理司、計30名）を派遣し、保護者面接や関係機関調整への同行など具体的な引継ぎを開始。

問合先 児童相談所開設準備担当課 電話 03 - 6304 - 7745